

令和7年度

品川区教育委員会事務局会計年度任用職員募集案内

(教育総合支援センター)

令和7年7月25日

品川区

この採用選考は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職、採用予定数等

職名 : いじめ調査専門員
職務内容 : いじめ対策施策の推進やいじめに関する調査の支援に関する事務
採用予定数 : 若干名
勤務場所 : 品川区立学校

業務内容の詳細

- 各学校のいじめ報告の分析や学校へのヒアリング
- 区が導入するいじめ予防システムの学校運用をサポートし、児童・生徒の状況のモニタリングと必要に応じた対応
- いじめ調査についての専門的な援助や、児童・生徒の観察・相談、いじめの認知や解消に向けた対応やヒアリングの実施等

2. 受験資格

いじめに関する専門的な知識を有し次のいずれかに該当する者

- 大学において心理学およびその関連学科を履修し、教育相談に関し相当の専門的技能を有する者
- 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者で、社会福祉等に関し相当の技能を有する者

※ ただし、次の方は応募できません。

- 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方（最終ページ「参考」参照）
- 現に品川区の常勤職員（教育公務員および任期付職員を除く。）である方

3. 採用予定時期 令和7年9月1日 以降

4. 任期 採用日から令和8年3月31日までの間

5. 合格者の取扱い 選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和7年10月31日までです。

6. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

7. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。
なお、名簿に登載されていても、必ず採用されるとは限りません。

8. 選考方法・選考日程

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込書およびアンケートにより書類審査を行います。
合格発表	令和7年8月上旬 ※ 合否に関わらず、受験者全員に通知します。

※第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内(日時・場所等)を通知または電話連絡します。

(2) 第二次選考(第一次選考合格者対象)

選考日	令和7年8月上旬(予定)
選考方法	面接
最終合格発表	令和7年8月中旬(予定) ※合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。

9. 選考会場

品川区教育総合支援センター

(JR山手線「五反田駅」西口から徒歩15分、東急目黒線「不動前駅」徒歩8分)

※ 選考会場の詳細は、第二次選考の実施案内でお知らせします。

10. 申込手続き・受験票の交付

電子申請もしくは、品川区教育総合支援センターへ郵送してください。

方法	受付期間
電子申請	品川区電子申請サービスから教育総合支援センターと入力し検索して申込職種に分かれてお申し込みください。 令和7年7月25日(金)～令和7年8月7日(木) https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay
郵送申込	令和7年7月25日(金)～令和7年8月7日(木)【必着】 ※ A4判が入る大きさ(角形2号)の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、 <u>必ず簡易書留で郵送してください。</u> なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。

1 1. 勤務条件等

(1) 報酬（地域手当相当報酬含む）（令和7年7月現在）

月額 303,170円（週4日勤務）

勤務場所：品川区立学校

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

(2) 諸手当に相当する報酬等

通勤手当や超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。

(3) 勤務日数・勤務時間

募集する勤務形態

月曜から金曜のうち週4日

1日7時間45分（8時30分～17時15分）

※ 公務のため必要がある場合は、正規の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

※ 勤務曜日について、ご質問がある方は下記までお問合せください。

(4) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(5) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）および雇用保険に加入します。また、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

1 2. 郵送・問い合わせ先

〒141-0031 品川区西五反田6丁目5番1号 教育文化会館4階

品川区教育総合支援センターいじめ対策担当

電話：03-3490-2008(直通) FAX：03-3490-2007

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

《参考》 地方公務員法第16条

受験資格にある、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

個人情報の取扱いについて

個人情報については、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【 教 育 文 化 会 館 案 内 】

